

改正前

改正後

<p>別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） （表略） 注1～24 （略） 25 24の欄の記載は、次によること。 （1）～（6） （略） （7） 法第27条の12第2項第5号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあつては、<u>当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局の免許人等（特定小電力無線局にあつては所有者又は占有者）との間における当該終了促進措置に係る合意その他の実施の内容を記載すること。</u>ただし、当該終了促進措置の実施の内容が既に免許を受けた無線局に係る当該終了促進措置の実施の番号と同一である場合には、その旨及び当該無線局の免許の番号を記載することにより、当該終了促進措置の実施の内容の記載に代えることができる。 ア 当該特定基地局と所轄総合通信局長（施行規則第51条の15第2項に規定する所轄総合通信局長をいう。）を同じくする<u>設備規則第3条第5号に規定するMCA陸上移動通信及び同条第6号に規定するデジタルMCA陸上移動通信</u>を行う無線局 イ 当該特定基地局の通信区域（当該特定基地局とその通</p>	<p>別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） （表略） 注1～24 （略） 25 24の欄の記載は、次によること。 （1）～（6） （略） （7） 法第27条の12第2項第5号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあつては、<u>終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局の免許人等（特定小電力無線局にあつては所有者又は占有者）との間における終了促進措置に係る合意その他の実施の内容を記載すること。</u>ただし、当該終了促進措置の実施の内容が既に免許を受けた無線局に係る当該終了促進措置の実施の番号と同一である場合には、その旨及び当該無線局の免許の番号を記載することにより、当該終了促進措置の実施の内容の記載に代えることができる。 ア 当該特定基地局と所轄総合通信局長（施行規則第51条の15第2項に規定する所轄総合通信局長をいう。）を同じくする<u>MCA陸上移動通信及びデジタルMCA陸上移動通信</u>を行う無線局 イ 当該特定基地局の通信区域（当該特定基地局とその通</p>
--	---

<p>信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域をいい、<u>包括免許に係る特定無線局</u>にあつては、当該包括免許に係る<u>特定無線局</u>の無線設備を設置しようとする区域をいう。エにおいて同じ。)に係る都道府県内を常置場所とする構内無線局</p> <p>ウ 簡易無線局</p> <p>エ 当該終了促進措置に係る協議の申入れがあつた<u>施行規則第6条第4項第2号に規定する特定小電力無線局</u> (特定基地局の通信区域に係る都道府県内で運用しているものに限る。)</p> <p>オ <u>放送番組の素材を中継する無線局</u></p> <p>カ <u>無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令</u> (平成24年総務省令第59号) <u>第1条による改正前の設備規則第49条の16及び第49条の16の2に規定する特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>26～29 (略)</p>	<p>信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域をいい、<u>包括免許に係る特定基地局</u>にあつては、当該包括免許に係る無線設備を設置しようとする区域をいう。エにおいて同じ。)に係る都道府県内を常置場所とする構内無線局</p> <p>ウ 簡易無線局</p> <p>エ 当該終了促進措置に係る協議の申入れがあつた<u>特定小電力無線局</u> (特定基地局の通信区域に係る都道府県内で運用しているものに限る。)</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>26～29 (略)</p>
--	---

附 則

この省令は、平成二十四年七月二十五日から施行する。